北海道教育庁宗谷教育局　定時見積実施要領

（平成23年５月19日　北海道教育庁宗谷教育局長決定）
（令和４年８月31日　一部改正）

１　対象契約

１件の予定価格が３０万円未満の物品（事務用消耗品（宗谷教育局で単価契約している用紙は除く）及び事務用機器）の購入契約とする。ただし、やむを得ない理由により緊急に契約を締結する必要があるものについては、定時見積によらないこととする。

２　参加者要件

定時見積に参加できる者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する者とする。

(1)　物品購入等競争入札参加資格者名簿登載者（以下「資格者」という。）で競争入札への参加の排除若しくは、指名を停止されていない者

(2)　「小規模事業者及び新規開業者等に対する受注機会の確保・拡大のための物品の供給に係る見積参加申込みの取扱いについて（通知）」（平成15年12月15日付け局物第10240号出納局長通知）の物品の供給に係る見積参加申込者

(3)　宗谷総合振興局管内に本店、支店、営業所又は出張所を有する者

３　定時見積参加者の指名

(1)　参加申込みの公募

教育局長は、原則として毎年度、次の方法により公平な周知を行った上で、参加申込みの公募を行い、参加を希望する者から「物品の購入等に係る定時見積参加申込書（別紙１）」（以下「申込書」という。）の提出を受ける。

ア　北海道教育庁宗谷教育局内の掲示場に掲示する。

イ　北海道教育庁宗谷教育局のホームページに掲載する。

(2)　３の(3)の指名を受けた者が、前年度における定時見積に誠実に参加したと認められる場合であって、指名を受けた者から辞退の申出がない場合は、翌年度に係る申込書を提出したものとみなす。

(3)　参加者の指名

ア　教育局長は、３の(1)により申込書の提出を受けたときは、参加者要件のほか必要事項を確認のうえ見積参加者として指名し、通知文に見積心得を添付して通知する。

イ　教育局長は、年度の途中で申込書の提出があった場合は、随時に指名する。

(4)　指名の取り消し

ア　教育局長は、参加者が次に掲げる場合に該当するときは、当該参加者の指名を取り消す。

(ｱ)　参加者がその資格を有しないこととなったとき（競争入札への参加を排除されたことによる資格の消滅の場合を除く）。

(ｲ)　参加者の氏名が、物品の供給に係る見積参加者名簿から削除されたとき（資格者となったことによる削除の場合を除く）。

イ　教育局長は、参加者が次に掲げる場合に該当するときは、これらの措置の期間に係る参加者の指名を取り消す。

(ｱ)　参加者が競争入札への参加を排除されたとき又は指名を停止されたとき

(ｲ)　物品の供給に係る見積参加申込者である参加者に競争入札への参加排除要件又は

指名停止の要件に該当する事実があることを知り、当該参加者を資格者の例により一定期間契約の相手方としないこととしたとき

ウ　教育局長は、ア及びイの規定により参加者資格を取り消したとき又は参加を制限したときは、その旨を書面により当該参加者に通知する。

４　定時見積の執行

(1)　契約内容の提示

定時見積に付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録により行う。なお、見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付する。

ア　提示の方法

(ｱ)　毎週木曜日（閉庁日の場合は翌開庁日）の午後１時から午後５時までの間、宗谷教育局事務室（以下「事務室」という。）において閲覧に供する。

(ｲ)　毎週木曜日（閉庁日の場合は翌開庁日）の午後１時から午後５時までの間に、ファクシミリ又は電子メール等により見積参加者に送付する。

(2)　仕様及び規格の確認について

ア　仕様及び規格の確認に関しては、宗谷教育局に問い合わせるものとする。

イ　見積目録には例示品を記載するため、例示品以外の同等品又は例示品以上の性能の物品で見積もる場合は見積書を提出する前に宗谷教育局の承諾を得るものとする。

なお、銘柄を指定する場合は見積目録に銘柄指定と記載する。

(3)　見積書の提出

ア　見積書の提出方法

次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで受け付ける。

(ｱ)　事務室に設置した見積箱に投函する。

(ｲ)　ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ　：0162-33-2566（宗谷教育局代表ファックス）

メールアドレス：soyakyo.somu1（※数字の「いち」）@pref.hokkaido.lg.jp

（件名に「○月○日定時見積」という文言を含ませること）

イ　見積書の提出後の撤回等

見積書の提出後は、いかなる場合も、提出された見積書の書換え、引換え又は撤回は認めないので、十分に確認した上で提出すること。

ウ　見積書記載の金額

見積書記載の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額とすること。

(4)　契約相手方の決定等

ア　教育局長は、見積書の提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積書を提出した者を原則として契約の相手方とする。

イ　最低の価格で見積書を提出した者が２者以上のときは、くじ引きにより契約の相手方を決定する。くじ引きは、該当者に事前に電話連絡の上、指定した時間に行うこととするが、来庁できない場合は、企画総務課職員（総務係職員を除く）が代理でくじを引くものとする。

ウ　提出された見積書の見積金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、原則として次回の定時見積に再度付すものとする。ただし、次回の定時見積に再度付すことが、当該物品の使用時期等を勘案し適当でな

い場合は、定時見積によらないこととする。

⑸　見積結果の発表

見積書提出期限の翌日から､事務室において契約の相手方を記載した目録により行う。目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付する。

⑹　発注

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し、発注書等により発注等の通知及び受注内容の確認を行うものとする。

なお、発注等の通知は、契約の相手方の決定の発表と同日中に行うものとする。